

岐阜県社会人バスケットボールリーグ戦大会開催規程

第1条 参加資格

岐阜県社会人バスケットボール連盟（以下「連盟」という。）に、登録を認められたチーム及び選手とする。

チームのコーチは、JBA 公認（D 級以上）コーチを有すること、帯同審判においては E 級以上のライセンスを有すること。ライセンス取得中の場合は、その旨を事務局に申し出ること。

第2条 競技方法

オープン、O-40、O-50、エンジョイの 카테고리区分でリーグ戦を行う。

男子（オープン）1部 1グループ6~8チーム、2部 2グループ各6チームとし、3部、O-40、O-50は、参加チーム数により決定する。

女子（オープン）1部 1グループ6チーム、2部 1グループ各6チームとし、3部、O-40、O-50、エンジョイは、参加チーム数により決定する。

男女共にO-40、O-50、エンジョイの参加チーム数が6チームに満たない場合は、他のカテゴリと統合することができる。

リーグ編成については、前年度の結果を基に、連盟の責任で編成を行う。

第3条 競技規則

最新の公益財団法人 日本バスケットボール協会競技規則に準じ実施する。

冬季（12月~2月）については、ユニフォームの下にTシャツ（半袖または長袖）を着用することを認める。但し、ユニフォームと同色とし、必ずチームで揃えて着用すること。

第4条 順位決定および昇格、降格

リーグ戦の勝点により決定する。勝者2点・敗者1点・棄権0点とする。第4ピリオド終了時に得点が両チーム同じ場合は、5分間の延長戦を勝敗がつくまで必要な数だけ行う。その他は、最新の公益財団法人 日本バスケットボール協会競技規則の順位決定方法を使用する。

【昇格・降格】

男子：1部 下位2チームのうち最下位は、2部へ降格、下位2位は入替戦を行う。

2部 1位の2チームは順位決定戦を行い、勝者は1部へ昇格、敗者は1部 下位2位チームと入替戦を行い、勝者が1部、敗者を2部とする。

2部 6位の2チームは3部へ降格する。

3部 各ブロックの1位チームは順位決定戦を行い、その上位2チームは2部へ昇格する。

順位決定戦は、トーナメント方式とする。

地域リーグ降格チームは、県リーグ1部へ降格とする。1部リーグは、上限を8チームまで増やすことができる。

女子：1部 下位2チームのうち最下位は、2部へ降格、下位2位は入替戦を行う。

2部 1位のチームは、1部へ昇格、2位のチームは1部 5位チームと入れ替え戦を行う。

2部 6位のチームは3部へ降格する。

3部 各ブロックの1位チームは順位決定戦を行い、その上位1チームは2部へ昇格する。

第5条 大会運営

連盟役員の指示のもと、参加チームで大会を運営する。

参加チームには、オフィシャル・帯同審判を割り当てる。
天候により大会を順延にする場合がある、順延の日時は別途連絡する。

第6条 罰則、処分

試合、審判、オフィシャルを棄権したチームには、岐阜県社会人バスケットボールリーグ戦賞罰規定（以下「賞罰規程」という。）を適用する。（別紙 県リーグ賞罰規程を参照）
その他大会の運営に支障をきたす場合も、賞罰規程を適用する。

第7条 この規程の改廃は、連盟の理事会の協議により決定する。

付則

本規程は、平成30年4月1日より施行する。

本規程は、平成31年4月1日より施行する。